



平成 18 年 5 月 15 日

各 位

熊本県熊本市南熊本三丁目 1 4 番 3 号
株式会社トランスジェニック
代表取締役社長 是石 匡宏
(コード番号 2342 東証マザーズ)
問合せ先 専務取締役 田中 淳
電話番号 092-736-8010

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 8 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 87 号）が平成 17 年 2 月 1 日に施行されたことに伴い、現行定款第 4 条に規定する「公告の方法」を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。

今後の事業拡大に備え、資本政策を機動的に行えるよう、現行定款第 5 条に規定する「発行する株式の総数」を 436,301,000 株に増加するものであります。

経営効率の一層の改善を図るため、現行定款第 16 条に規定する「取締役の員数」を減じるものであります。

「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という）が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

ア 単元未満株主を保有する株主の権利を明確化するため、第 9 条を新設するものであります。

イ インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考資料等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、第 15 条を新設するものであります。

ウ 当社の経営に重要な役割を担う取締役がその在任期間中に期待される役割を十分発揮できるよう、解任決議議案については今後とも特別決議によるものとすることを明確化すべく、取締役の解任決議について第 20 条を新設するものであります。

エ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せず取締役会の決議があったものとみなすことを可能にすることができるよう、第 25 条を新設するものであります。

オ その他、会社法が施行されることに伴い、会社法上の用語との整合性の確保、会社法上定款で定めることを要しない規定の削除、定款にその定めがあるものとみなされる事項についての明確化および条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

- (2) 平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 8 期定時株主総会において、上記(1)および株式併合の件が承認可決されることを条件として、会社の発行する株式の総数を減少し、また、株式併合によって株主様の権利に変動が生じないように、株式併合の効力発生と同時に当社株式の売買単位を 1,000 株から 1 株に変更するための所要の変更を行うものであります。また、併せて当該変更に伴い、必要な条数の繰上げを行うものであります。

上記(1)に係る変更案 第 6 条、第 8 条および第 9 条の規定の変更および削除の効力は、株式併合の効力発生日をもって生ずるものとする旨の附則を設けるものであります。なお、この附則は、株式併合の効力発生日をもってこれを削除するものいたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会開催予定日		平成 18 年 6 月 28 日
定款変更の効力発生日	1 (1) について	平成 18 年 6 月 28 日
	1 (2) について	平成 18 年 9 月 30 日

以 上

【別紙】変更の内容

(下線は変更部分であります。)

1.(1)に係る定款変更の内容

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 } (条文省略) 第3条</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>281,347,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(1単元の株式の数) 第6条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 (新 設)</p> <p>(単元未満株券の不発行) 第7条 当社は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 } (現行どおり) 第3条</p> <p style="text-align: center;">(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>436,301,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株券の不発行) (削 除)</p> <p style="text-align: center;">(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p>

現行定款	変更案
<p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、株券の交付および単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、株券喪失登録、株券の交付および単元未満株式の買取りその他株式に関する請求、届出の手続きおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日) 第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その期の定時株主総会において、株主の権利を行使することができる株主とする。 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主、登録質権者とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集時期) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要のある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集者および議長) 第12条 株主総会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p>

現行定款	変更案
<p>(条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 13 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。 株主総会における商法第 343 条の定めによるべき特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行なう。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、<u>総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。</u> (新 設)</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第 15 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 16 条 当会社の取締役は、<u>10 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 17 条 (条文省略)</p> <p>取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考資料、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当会社の取締役は、<u>7 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 (現行どおり)</p> <p>取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 19 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 20 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (新 設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 21 条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。 代表取締役の中 1 名は取締役社長とする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 22 条 当会社には、取締役社長 1 名を、必要に応じて専務取締役および常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを選任する。</p>	<p>(解任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議により解任することができる。 取締役を解任する場合におけるその決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>(削 除)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(業務執行) <u>第 23 条 取締役社長は、当会社の業務を統括し、専務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を分掌する。</u> <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</u></p> <p>(取締役会の決議) <u>第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) <u>第 25 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規則) <u>第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規則による。</u></p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金) <u>第 27 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の数) <u>第 28 条 (条文省略)</u></p> <p>(監査役の選任方法) <u>第 29 条 (条文省略)</u> <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	<p>(業務執行) (削 除)</p> <p>(取締役会の決議) (削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略) <u>第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録) (削 除)</p> <p>(取締役会規程) <u>第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等) <u>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) <u>第 28 条 (現行どおり)</u></p> <p>(選任方法) <u>第 29 条 (現行どおり)</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(補欠監査役)</p> <p>第 30 条 <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになり、定時株主総会で予め選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u> <u>予め選任された補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 31 条 <u>監査役</u>の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 32 条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会は、各監査役が招集する。</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> (新設)</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>(補欠監査役)</p> <p>(削除)</p> <p>(任期)</p> <p>第 30 条 <u>監査役</u>の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 31 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 32 条 (削除) <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会規則) 第 36 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役会の定める監査役会規則</u>による。</p> <p>(報酬および退職慰労金) 第 37 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度) 第 38 条 当会社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期</u>とする。</p> <p>(利益配当金) 第 39 条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。</u> (新 設)</p> <p>(中間配当) 第 40 条 当会社は、取締役会の決議により、<u>毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(除斥期間) 第 41 条 <u>利益配当金</u>がその支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p>(監査役会規程) 第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める監査役会規程</u>による。</p> <p>(報酬等) 第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 35 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 36 条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u> <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当) 第 37 条 当会社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を<u>することができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第 38 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>

1 . (2)に係る定款変更の内容

1 . (1)に係る変更案	変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、<u>436,301,000 株</u>とする。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 8 条 当会社の単元株式数は、<u>1,000 株</u>とする。 <u>当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、<u>436,301 株</u>とする。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) (削 除)</p>

1 . (1)に係る変更案	変更案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第 9 条</u> <u>当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>1 . 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>2 . 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p>第 <u>10</u> 条 } (条文省略)</p> <p>第 <u>38</u> 条</p> <p>(新 設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 <u>8</u> 条 } (上記 1 . (1)に係る変更案どおり)</p> <p>第 <u>36</u> 条</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第 6 条 (発行可能株式総数)、第 8 条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) および第 9 条 (単元未満株式についての権利) の規定の変更および削除は、株式併合の効力発生日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は株主併合の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>